

第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部） 等

1 方針

複合災害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく原子力災害警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

3 原子力災害警戒本部の設置

第3章第1節3に準じる。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

第3章第1節4に準じる。

(2) 現地対策本部

第3章第1節5に準じる。

第2節 複合災害時における応急対策

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村 等

1 方針

県及び市町村は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

2 情報の収集・連絡

県及び市町村は、防災関係機関と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線（戸別受信機を含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

3 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災状況の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。

- (1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

なお、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。

- (2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力する。
- (3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、関係道府県に対し原子力災害時相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。

4 住民等への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市町村は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、または、広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。
- (3) 県及び市町村は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

5 避難・屋内退避等

- (1) 避難・屋内退避実施に係る防護活動

ア 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を基本としたうえで、上記2で情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。

なお、県は広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対し示す。

イ 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

- (2) 避難誘導時の配慮

ア 市町村は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 市町村は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に進むよう対応する。

- (3) 避難・屋内退避所等の運営

- ア 市町村は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
- イ 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。
- ウ 県及び市町村は、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。
- エ 市町村は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。
- オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。

6 原子力災害医療

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営や避難退域時検査実施に当たって、混乱が生じないように対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。

7 緊急輸送活動

- (1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、市町村、指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。
- (2) 県及び市町村は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させる等の対応を行う。

8 救助・救急及び消火活動

- 県及び市町村は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。
- なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。